

Vリーグ間の移籍手続きに関する規程

第1条 【目的】

この規程は、Vリーグ機構規約およびVリーグ機構登録規程で定める選手の移籍に関する手続きについて定めることを目的とする。

第2条 【移籍規程の遵守】

Vリーグ機構のチームに所属する選手の移籍は、この規程に従って行なわれなければならない。

第3条 【用語の定義】

① 所属選手

Vリーグ機構規約第57条に基づく選手契約を、チームが現に結んでいる選手。

② 登録選手

登録規定に基づき、Vリーグ機構が登録の有効を認めた選手。

③ 移籍

Vリーグ機構のチームの所属選手であったものが、最後に所属選手であった日（以下、離籍日という）から1年以内に、新たに別のVリーグ機構のチームの所属選手になること。

④ 離籍

Vリーグ機構のチームの所属選手であったものが、チームの所属選手でなくなること。

⑤ 移籍希望（区分A）選手

他チームへの移籍を希望している選手で、Vリーグ機構主催の大会への出場を、前所属チームが離籍日直後から認めている選手。

⑥ 移籍希望（区分B）選手

他チームへの移籍を希望している選手で、Vリーグ機構主催の大会への出場を、前所属チームが離籍後1年間認めていない選手。

⑦ 引退選手

社業に専念したり、ビーチバレーや9人制などVリーグ機構以外へ転出するなど、⑤、⑥項に該当しない選手。

第4条 【Vリーグ機構への届出の義務】

チームは、所属選手でなくなった選手について、「離籍届出書（様式-1）」に所定事項を記入して、速やかにVリーグ機構に提出しなければならない。

2 選手の移籍が成立した場合、チームは「新規登録届出書（様式-2）」に所定事項を記入して、速やかにVリーグ機構に提出しなければならない。

第5条 【移籍および引退選手、移籍登録選手の公示】

Vリーグ機構は、インターネットのWEB上に関係者のみが閲覧可能な特設サイトを開設し、ここに移籍および引退選手に関する情報を公示する。

2 特設サイトに公示する項目は次のとおりとする。

- ① 移籍希望（区分A）選手リスト
- ② 移籍希望（区分B）選手リスト
- ③ 引退選手リスト
- ④ 移籍登録選手リスト
- ⑤ 年度公示日程
- ⑥ 移籍規程
- ⑦ 届出用紙様式

第6条 【公示日程】

Vリーグ機構は、毎年3月末日までに、その年の公示日程を設定し、特設サイト上で公表する。

第7条 【公示期限と移籍期限】

公示期限は、V・プレミアリーグ、V・チャレンジリーグ（男女の日程が異なる場合は各々の）の開幕60日までとし、届け出も同日を持って締め切る。

2 V・プレミアリーグ、V・チャレンジリーグの（男女の日程が異なる場合は各々の）開幕の31日前までに移籍登録の受付が完了しなければ、移籍は成立しない。

第8条 【他の方法による移籍の禁止】

選手が移籍する場合は、本規程に定める移籍の手続きを必ず行なわなければならない。

2 引退選手として届けられ引退選手として公示された選手が、何らかの事情により移籍選手に変更することになった場合は、前所属チームを通して離籍事由変更届出書（様式-3）の届出を改めて行なわなければならない。

3 Vリーグ機構のチームの所属選手であったものが、最後に所属選手であった日から1年以上経過した後に、他のVリーグ機構の所属選手となる場合は、前二項の限りではない。

第9条 【外国籍選手の移籍】

外国籍選手の移籍に関しては、本規程第2条～第8条を適用せず、国際バレーボール連盟の規程に従った正規の手続きを経て行なわれなければならない。

ただし、日本で出生し引き続き日本で生活をしている外国籍選手で外国籍選手枠の外の選手については、この規定の適用を受けるものとする。

第10条 【チーム解散時の特例】

何らかの事情によりチームが解散した場合、移籍を希望する選手はすべて移籍希望（区分A）選手とする。また、引退選手が移籍希望に変更する場合は、本人が直接Vリーグ機構へ変更を届け出ることができる。

第11条 【改正】

本規程を改正しようとするときは、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

附 則

本規程は、平成21年4月1日から適用する。